

基本目標	5	次世代に引き継ぐことができるまちづくり
政策	1	住民一人一人が輝くまちをつくる
施策	①	活気あるコミュニティ活動の推進

■ 現状と課題

都市化や核家族化などにより、地域における共同体意識や連帯意識が希薄となっていることに加え、人口減少に伴い、従来の地縁組織が衰退してきています。一方で、高齢化の進行などにより、地域におけるふれあいや助け合いなど、地域の連帯を高めることが益々重要となっています。

本町のコミュニティ活動の中核の一つは、現在39を数える町内会です。単位町内会は、それぞれの地区事情に即した自主活動が行なわれ、交通安全や防犯、美化、研修などの活動を通して相互の交流を深めています。また、その連合体として設置されている広尾町町内会連合会が、国道の花だん整備をはじめ、スポーツ交流、移動研修、まちづくり研修会など独自の事業を単位町内会の参加協力を得ながら行っています。

しかし、近年は会員の高齢化や人口減に伴う会員数の減少により活動の低迷や継続が問題となる町内会も出てきており、町内会の再編や事業の見直し、役員の育成など、町内会活動の活発化に向けた積極的な取組が必要となってきています。

また、町内会の集会所として使用している16の施設は、地域活動の場として地域や近隣団体が使用し、コミュニティ交流の拠点として活用しており、施設の老朽化に伴う改修、修繕などを計画的に実施していますが、さらなる環境整備が求められています。

ふるさとクリーン作戦



◇ めざす姿

各町内会を適正な規模に保ちつつ、幅広い世代が積極的に町内会活動に参加するなかで、各世代が平均して地域づくりを担っていく体制を構築し、持続的かつ活発に活動できる環境を整えます。

■ 具体的な施策

1. 町内会活動の活発化による自治意識の向上

各町内会の意向をくみ取りながら、規模の適正化に向けた支援・相談を推進するとともに、交通安全・防犯・美化などの自主活動を推奨し、地域住民の自治意識の向上をめざします。

2. 町内会役員の育成

地域づくりを担う、町内会役員となる人材の育成を支援します。

3. 集会所の利用環境の向上

利用時間など利便性の向上を図るとともに、利用者に対しマナーの向上や多彩な集会行事の利用を奨励します。

町内集会所一覧

番号	名称(所在地)	番号	名称(所在地)
1	音調津生活改善センター(字音調津 688)	9	錦町寿の家(錦通南 2 丁目 5)
2	美幌共同作業所(字美幌)	10	並木町寿の家(並木通東 3 丁目 1-2)
3	フンベ集会所(字フンベ 28)	11	丸山寿の家(丸山通南 6 丁目 1)
4	山フンベ集会所(字茂寄南 5 線 7)	12	広北児童館(丸山通北 4 丁目 31)
5	広尾東地区集会所(西1条 1 丁目 2)	13	野塚農業センター(字野塚 8 線 44-1)
6	丸山 3 丁目集会所(丸山通南 3 丁目 1)	14	東豊似農業センター(字紋別 15 線 46)
7	本通 3 丁目集会所(本通 3 丁目 1-6)	15	広尾町担い手会館(字野塚 11 線 44-1)
8	茂寄集会所(紅葉通北 2 丁目 3-6)	16	広尾町畜産総合施設(字紋別 20 線 110-1)

各町内会加入世帯数

番号	町内会名	世帯数	番号	町内会名	世帯数	番号	町内会名	世帯数
1	音調津	86	14	7丁目	73	27	桜が丘	150
2	美幌	16	15	8丁目	72	28	丸山7丁目	109
3	山フンベ	8	16	9丁目	43	29	並木町	232
4	フンベ	7	17	10 丁目	106	30	公園	105
5	中広尾	12	18	11 丁目	101	31	錦町	98
6	上浜	70	19	12 丁目	92	32	錦通	129
7	入舟町	43	20	13 丁目	64	33	茂寄	148
8	会所	36	21	栄町	270	34	新生	55
9	防人	34	22	北樺	70	35	野塚市街	109
10	緑町	53	23	駅前	111	36	野塚	46
11	朝日	74	24	こぶしが丘	65	37	豊似市街	157
12	5丁目	84	25	つつしが丘	195	38	紋別	51
13	6丁目	69	26	丸山5丁目	77	39	東豊似	56
							合計	3,376

*世帯数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳に基づくもの。

基本目標	5	次世代に引き継ぐことができるまちづくり
政策	1	住民一人一人が輝くまちをつくる
施策	②	ボランティア・NPO活動への支援

■ 現状と課題

少子・高齢化や核家族化が進行する中、強いきずなで結ばれていた地域や隣人同士の人間関係が希薄となり、相互扶助の機能が低下しているといわれています。一方、子育て支援や介護補助、災害支援など社会的な課題に自発的に取り組むボランティアが活発になってきています。ボランティア活動は、幅広い人間関係が築かれ、多くの町民の皆さんが様々な方向からまちづくりに参加することにもつながり、協働のまちづくりを進めるうえからも有効な手段として、その推進が期待されています。

本町では、福祉はもとより教育、観光、まちづくりなどの分野において、様々な視点から団体や個人によるボランティア活動が展開されているほか、福祉分野におけるNPO法人の活動が行われています。平成17年には、町内のボランティアサークルや有志ボランティアの方々が参加し、相互に連携を図ることを目的とした「広尾町ボランティア活動推進連絡協議会」が設立され、普及啓発事業やボランティア講座開設による底辺の拡大を図る事業を展開しています。

また、これらボランティア・NPO活動への支援については、各分野に関係する町の所管課や関係機関が、団体や個人への情報提供、活動する側と受ける側の求めに応じた相談事業を実施しています。

しかし、近年はボランティア活動への参加者の高齢化と固定化が見られ、今後の担い手の育成・確保が大きな課題となっています。

独居老人節分の集い



◇ めざす姿

誰もが社会の一員として自然に無理なく、楽しく活動ができる環境が整備され、子供から高齢者まで幅広い層が、様々な活動の場に関われる環境をつくります。

■ 具体的な施策**1. ボランティア活動の普及・啓発と連携・協力体制の強化**

町広報紙や社会福祉協議会だより、ボランティア通信などを活用し、ボランティア活動の普及・啓発活動を推進します。

また、活動希望者のニーズに対応した活動プログラムについての情報提供を行うほか、関係機関、団体、企業などとボランティア団体や受入れ施設とのネットワーク化を推進し、連携・協力体制の強化を図ります。

2. ボランティア活動の場の情報提供

ボランティア活動になれ親しんでもらうため、ボランティア体験活動の開催や福祉まつり・町主催のまつりなど既存イベントへの参加を呼びかけます。

3. ボランティアに関する状況把握

住民のボランティアニーズを把握するとともに、学校や既存機関・団体など地域においてボランティア活動をする側や福祉施設、学校、病院、図書館など地域のボランティアを受入れする施設・機関・団体などとの連携を強めます。

4. 相談体制の整備・充実

ボランティア活動への参加を容易にするための相談、登録・紹介などの相談体制を確立し、誰でも気軽に参加できる環境を整備します。

5. 事故の対応と個人負担軽減のための支援

ボランティア活動をする方のボランティア保険への加入を促進するとともに、活動中の事故防止について意識向上に向けた啓発を行います。

6. ボランティア活動推進体制の整備・充実

ボランティア活動を実践する団体・個人が参加する「広尾町ボランティア活動推進連絡協議会」への支援を継続し、推進体制の整備・充実を図るとともに、社会福祉協議会との連携を強化し、相互補完の基に役割分担を明確化します。

基本目標	5	次世代に引き継ぐことができるまちづくり
政策	1	住民一人一人が輝くまちをつくる
施策	③	まちづくりへの町民参加の推進

■ 現状と課題

行政主導から住民主体のまちづくりへの転換を図るためには、積極的な町民参加が必要であり、それをまちづくりに生かしていくことが重要です。

本町では、町民に開かれた行政をめざし、これまで様々な取組を進めており、各種審議会などの委員公募や町内会連合会を協働の相手方と位置づけた各種取組(海岸線環境美化活動、国道沿い植樹ますの花植え活動)など、それぞれの役割に応じた町民参加によるまちづくり活動を展開しています。

今後、地方分権の進展により基礎自治体である町の役割は一層大きくなります。こうした社会情勢の変化に対応し、地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには、町民と行政の役割分担の考え方を共有し、しっかりとした方向性を持ちながら、町民参加のまちづくりを進めていくことが重要です。

そのためには、まちづくりへの参加機会を数多く提供するなど、町民一人一人が参加しやすい環境を整える必要があります。

参加してみたい住民活動 <資料「まちづくり住民意識調査」(平成21年2月)>

選択肢	回答数	構成比
1. 花いっぱい活動、清掃活動	260	14.0%
2. 福祉ボランティア活動	232	12.5%
3. 交通安全、防犯、防災活動	216	11.6%
4. 各種行事やイベント	207	11.1%
5. 自然保護、愛護活動	197	10.6%
6. 芸術・スポーツ活動	160	8.6%
7. 子育て支援活動	133	7.1%
8. まちづくりの担い手	118	6.3%
9. 教育、地域ボランティア	113	6.1%
10. 児童、青少年の育成活動	109	5.9%
11. 男女平等参画活動	46	2.5%
12. その他	11	0.6%
無回答	61	3.3%
計	1,863	100.0%

◇ めざす姿

行政主導から住民主体のまちづくりへ転換するため、まちづくりへの参加機会を拡充し、町民一人一人のまちづくりへの関心を高めます。

■ 具体的な施策

1. 各種審議会・委員会委員の一般公募

各種審議会などの委員の選考にあたっては、公募制を促進し、一般住民を積極的に任用します。

2. まちづくり意見公募手続制度の推進

町の仕事に町民意見を反映させるため、企画立案段階での意見を募集する制度(まちづくり意見公募手続制度)を推進します。

3. 町民全員の協力で行うまちづくり活動の推進

町民総ぐるみで行うまちづくり活動実施の機運を醸成します。

4. 町民（地域）と行政の役割の相互理解の向上

個人でできること、家庭でできること、地域で解決できること、役場が実施すべきことの役割について、町民との相互理解を深め、協働のまちづくりを推進します。

まちづくり意見公募手続の流れ

① 町が計画等の案を作成します。

② 公募の対象となる計画等の案を公表し、意見を募集します。

公表方法

- ① ホームページへの掲載
- ② 広報紙への掲載
- ③ 多くの町民が利用する施設の掲示板に掲示

公表内容

- ① 計画等の案
- ② 計画等の案の概要
- ③ 計画等の案を理解するために必要な資料

③ 町民の皆さんから意見を提出していただきます。

提出方法

- ① 指定場所への書面提出
- ② 郵送
- ③ FAX
- ④ 電子メール

提出期日

公表の日から起算して30日以内を目安に定めます。

④ 意見の内容を検討のうえ意思決定し、結果を公表します。

公表方法

- ① ホームページへの掲載
- ② 広報紙への掲載

公表内容

- ① 提出された意見の件数
- ② 提出された意見の概要とそれに対する町の考え方
- ③ 意思決定した内容

⑤ 意見を反映した計画等を決定・施行します。

※ 議決を要するものは、議会提案・議決を経てから実施します。

基本目標	5	次世代に引き継ぐことができるまちづくり
政策	1	住民一人一人が輝くまちをつくる
施策	④	分かりやすい広報、意見を出しやすい広聴の推進

■ 現状と課題

住民主体のまちづくりを進めるには、町民と行政が情報を共有することが重要となります。行政には情報を分かりやすく伝える努力と意見を的確にくみ取る努力が必要であり、町民には情報を受け取り、よりよいまちづくりを考え意見を述べる必要があります。

＜広報＞

近年の急速な情報化の進展に伴い広報手段も多様化しており、広報紙を柱に防災無線を活用した放送やインターネットのホームページによる情報発信など、様々な方法での広報を行っています。情報の内容は、生活に関する身近なものから、観光や移住の促進につながるような地域の魅力のPRに関するものまで、幅広く扱うことが求められています。

＜情報公開＞

町では、町民に開かれた町政を推進するため、「広尾町情報公開条例」を定めています。本条例は、町政の諸活動について説明責任を果たすことにより、町民の理解と信頼を深めることをねらいとしています。今後も積極的に情報公開を行う環境をつくることが求められています。

＜広聴＞

地区の行政懇談会やふれあいトークの開催、地域分担制の実施などによる町民の意見を聞く場の設定のほか、広報紙を通じた「町民レター」やインターネットを利用した「お問い合わせボックス」など、様々な方法で町民の声を聞く取組を行ってきました。ただ、寄せられる意見は少なく、気軽に意見を出せる環境の整備が課題となっています。また、地域の課題や問題点、要望などを伺い、それらを町政に反映させる制度として平成12年にスタートした「地域分担制」は、住民・職員双方に取組に対する温度差があり、より有効な制度への転換が必要な時期に差しかかっています。

◇ めざす姿

＜広報・情報公開＞

住民と行政の情報共有、町内外に向けたまちの魅力発信など、広報紙や防災無線放送、ホームページなどあらゆる手法を最大限に活用することにより、情報発信力を強化し、開かれた町政をめざします。

＜広聴＞

気軽に簡単に意見を出せる環境を整え、幅広い世代からの多様な意見を的確にとらえるとともに、寄せられた意見をどう取り扱ったかが見える仕組みをつくりまします。

■ 具体的な施策

1. 広報紙の情報発信力強化

町民が必要とする情報を掲載した「分かりやすい広報づくり」を推進し、情報発信力を強化します。

2. ホームページの情報発信力強化

ホームページを地域活性化のための重要な要素と位置付け、町民に向けた身近な情報から町外に向けた地域の魅力をPRする情報まで幅広く掲載し、情報発信力を強化します。

3. 防災無線の利用拡大

町民が必要とする情報をタイムリーに分かりやすく提供するため、防災無線の定時放送を最大限に活用します。

4. 広尾町情報公開条例の適切な運用

広尾町情報公開条例の趣旨や手続などを分かりやすく周知し、住民がより気軽に情報を得ることができる環境を整えます。

5. 広聴機会の拡充

従来から行っている町政懇談会やふれあいトークなど町民の意見を聞く場の設定については、懇談の機会をさらに拡充します。

また、「町民レター」や「お問い合わせボックス」などの意見募集手法については、手続の簡便化とPRの強化により、意見を出しやすい環境を整えます。

6. 地域分担制の見直し

町内会や職員によって取組に温度差が生じている現行の制度の見直しを行い、実効性のある制度への転換を図ります。

「広尾町公式ウェブサイト」トップページ



基本目標	5	次世代に引き継ぐことができるまちづくり
政策	2	安定的で将来性のあるまちをつくる
施策	①	まちづくり人材の育成

■ 現状と課題

より良いまちをつくるには、住民一人一人が、まちづくりに関心を持つことが大切であり、自分が住むまちのことを自ら考える「人」を育てることが様々な分野で求められています。

本町では、生涯学習の推進やまちづくりへの参画機会の充実などにより、まちづくり人材の育成に努めてきましたが、行政主導から住民主体のまちづくりへの転換を図るためには、まちづくりを実践するリーダーやグループの育成など、長期を見すえた取組の強化が必要となります。

生涯学習まちづくりセミナー



◇ めざす姿

まちを学習の素材として、直に触れ、体験し、体系的に学ぶことで、まちを愛する人々を多く育てるとともに、全国的・国際的視野に立ってまちの将来を描くことができる「まちづくり」のリーダーやグループを育てます。

■ 具体的な施策

1. まちづくりリーダー・グループの育成に係る支援の充実

まちづくりを実践する住民を対象に、様々な研修機会を提供し、まちづくりを担う人材を育成します。

また、各団体・分野ごとの若手リーダーやグループを発掘し、育成支援を行います。

2. 郷土愛を高める学習機会の充実

町内の小学生から高校生までを対象に、まちの産業、商工業、文化や歴史、自然などについて体験を通じて学ぶ機会を充実させ、将来のまちづくりの担い手となる人材を育成します。

3. まちのスペシャリストの活用

「まちの先生人材バンク事業^{※1}」の積極的な活用を促進します。

4. まちづくり専門家の活用

人材育成の専門家を活用し、集中的にまちづくりの担い手となる人材を育成します。

【用語解説】

※1 **まちの先生人材バンク事業** 生涯学習活動の充実に向け、芸術・文化、一般教養、スポーツ、レクリエーションなど各分野の有識者や指導者を登録し、団体やサークルなどの要望に応じて人材を紹介する事業。

「まちの先生人材バンク」に登録されている指導種目

領 域	指 導 種 目
一般教養	色彩学、テーブルマナー、講話(教育)、郷土史・文化財 砂金史、薬と健康
スポーツ	卓球、ゴルフ、スケート、バスケット、柔道、カヌー、スキー
レクリエーション	利雪、野外活動
芸術・文化	日本舞踊、民族舞踊、よさこい、人形劇、絵画、吹奏楽 楽器(ドラム、サクソ)、音楽一般、華道、茶道、短歌 書道
趣味	デコパージュ、押し花キャンドル、社交ダンス、切り絵 木工芸、マジック、大正琴、絵手紙、ハーブ栽培、無線 川遊び、ビリヤード、フラワーアレンジメント、陶芸 アロマセラピー
食生活	お菓子、シュガークラフト、中華料理
社会	福祉
生活	被服

■ 成果目標

成 果 目 標	実施目標年度
まちづくりグループの設立	H27

基本目標	5	次世代に引き継ぐことができるまちづくり
政策	2	安定的で将来性のあるまちをつくる
施策	②	効率的で健全な行財政運営

■ 現状と課題

本町は、昭和61年の「行政改革大綱^{※1}」策定にはじまり、現在に至るまで、絶えず行政改革の取組を続けてきました。平成8年には「第2次行政改革大綱」を策定し、その後、財政構造の激変にともない、平成11年に行政改革推進本部の枠内組織として設置した「緊急財政改革本部」により、事業再評価による経費削減や事業の縮小・廃止などを中心に、効率的な行財政運営に取り組んできました。

平成14年には、「第3次行政改革大綱」を策定し、行政サービスの見直し、事務事業の見直し、職員数の削減など各分野での経費削減に努め、約19億円の経費削減を図ったほか、平成18年には、厳しい財政状況の中で、健全な財政運営の展開を進めるため、「自主・自立推進プラン^{※2}」を策定し、計画的な財政運営を行うことで財政基盤の安定を図ってきました。

平成20年4月には、効率的な財政運営の執行を基本方針とした「第4次行政改革大綱」を策定し、「将来を見すえた運営体制の推進」、「厳しい財政状況の中で、効率的な行政運営の推進」、「社会経済情勢の変動と行政需要の変化に柔軟に対応する行政」、「町民と連携した行政の推進」の4つの大きな視点を柱にすえ、町民の声を反映した行政の執行を展開しています。

今後も町民が豊かで安心して暮らせるまちづくりの推進と、第5次まちづくり推進総合計画を着実に推進するためにも、効果的・効率的な行政運営のもと、安定した財政基盤を確立することが必要です。

【用語解説】

※1 行政改革大綱 町の将来像を明らかにするまちづくり推進総合計画を着実に実現し、将来にわたり安定した町の運営を行っていくために、今後の町政のあり方や方向性を示す役割を担い、その指針となるもの。

※2 自主・自立推進プラン(平成17年度～平成26年度) 本町が自主自立のまちづくりを進めていくうえで、安定した財政運営を展開するための基本方針として平成18年2月に策定した計画。

◇ めざす姿

本町の財政力にあった計画的な行財政運営を実施することで、行政サービスの維持と財政の健全化に努め、安定的で将来展望が築けるまちづくりをめざします。

■ 具体的な施策

1. 効率的な行財政運営の推進

「自主・自立のまちづくり」を選択した本町が、将来にわたって「豊かで安心して暮らせるまちづくり」を推進していくため、「第4次行政改革大綱」に基づき、行政組織の効率化や事務事業の見直しを図り、簡素で効率的な行財政運営に努めます。

2. 計画的な行財政運営の推進

行政サービスを維持しつつ、財政との整合を図りながら、「自主・自立推進プラン」に基づき、住民ニーズへの対応を図りつつ、安定的で将来性のあるまちづくりを計画的に推進します。

3. 省エネ推進、コスト削減の取組

廃棄物減量、使用資材の減量、適切なエネルギー管理などによる省エネ推進とコスト削減に取り組めます。

職員数の推移 (単位：人)

年 度	職 員 数
平成15年	243
平成16年	238
平成17年	227
平成18年	224
平成19年	221
平成20年	218
平成21年	212
平成22年	211

* 資料：地方公共団体定員管理調査

基本目標	5	次世代に引き継ぐことができるまちづくり
政策	2	安定的で将来性のあるまちをつくる
施策	③	広域行政の推進

■ 現状と課題

地方分権の進展、少子高齢化の進行、日常生活圏の拡大・広域化、効率的な行政運営への要請など、市町村を取り巻く環境は大きく変化しています。しかし、予算や人員が限られている中では、市町村単独での取組が困難であったり、非効率的な事務が生じたり、専門的な職員の確保が難しい場合などがあります。

そこで、市町村が互いに協力し、広域的な視点から様々な事業やまちづくりを連携して行うのが広域行政です。本町は、多様な町民ニーズに応えた効果的な行政運営を行うため、様々な広域行政の取組を積極的に推進してきました。

地方公共団体の事務の一部を共同で処理するために設置されている「一部事務組合」については、「南十勝消防事務組合」、「南十勝複合事務組合」、「十勝圏複合事務組合」に参画し、消防事務、ごみ処理、資源リサイクル事業などを共同で行っています。

また、今の市町村の区域をそのままに、市町村が連携して住民要望に応え高度な行政サービスを提供していくための仕組みである「広域連合」については、「北海道後期高齢者広域連合」に参画し事業を展開しています。

さらに、近隣自治体との連携については、介護保険認定審査会や障害者自立認定審査会など介護や障がい者福祉事業の円滑な推進、公共交通路線の維持確保、観光・イベント事業、文化事業などあらゆる分野で取り組まれており、それぞれの自治体に共通する課題などを協議し、広域行政の推進を図っています。

今後は、行政ニーズがより一層多様化するなかで、特定の事務を共同で行うだけでなく、複合的・総合的に連携して広域行政に取り組む必要があります。

◇ めざす姿

近隣自治体との相互の自主性と自立性を尊重しながら、共通・重複するような事務事業について、広域的な連携と協調による広域行政を推進し、相乗効果の高い地域振興・地域の活性化をめざします。

具体的な施策

1. 広域行政の充実・強化

十勝圏複合事務組合・南十勝消防事務組合・南十勝複合事務組合による広域行政や近隣自治体との連携や協力体制について充実・強化を図ります。

2. 広域行政の推進

地方分権時代に適応した効率的な行政運営施策としての広域行政のあり方について検討を進めるとともに、近隣自治体との教育文化施設、スポーツ施設、福祉施設などの各種公共施設における相互利用について検討を進めます。

廃棄物処理センター



